

第1号議案－3

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、次のとおり提案します。

令和3年3月24日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年広島県人事委員会規則第1号）の一部改正に伴い、介護支援部分休暇の請求手続を定めるため、広島県立学校職員服務規程の一部を改正する。

2 改正内容

介護支援部分休暇の請求手続を追加した。

3 訓令案

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

5 根拠規定

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則

（介護支援部分休暇の請求）

第15条の3 介護支援部分休暇の承認を受けようとする職員は、原則として介護支援部分休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 （略）

広島県教育委員会訓令第 号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

広島県教育委員会
教育長 平川理恵

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇） 第六条（略） 2―8（略） 9 職員は、条例第十四条の三に規定する介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間が始まる日の前日から起算して一月前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。</p> <p>10 前項に規定する介護支援部分休暇の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>11 12 （略）</p>	<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇） 第六条（略） 2―8（略）</p> <p>9 10 （略）</p>

附則

この教育委員会訓令は、令和三年四月一日から施行する。